

第30回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日(月) 午後2時30分から午後3時34分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 16人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	11番	山本登
委員	1番	居内和則
	2番	鬼塚秀明
	3番	鎌田直人
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田政揮
	9番	中川一弘
	12番	小田切英治
	13番	佐々木義彦
	14番	鈴木圭一
	15番	矢萩一毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 10番 立石雄治

5. 議事日程

報告第 1号	農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について

6. 議事録署名委員 9番 中川一弘 11番 山本登

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	高畑公朋
農地係長	石垣友伯
事務局主査	竹岡亮

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第30回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。なお、10番立石委員より欠席の報告を受けています。 本日の会議の議事録署名委員として、9番中川委員、11番山本委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第1号の朗読説明) 議案第1号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。議案第2号については、初めに1番から3番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番佐々木委員の退席を求めます。 (佐々木委員退席) 事務局に、議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第2号1番から3番の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案第2号1番から3番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号1番から3番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

議長 (異議なしとの声あり)
異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(佐々木委員着席)

次に、議案第2号4番から11番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第2号4番から11番の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。

議案第2号4番から11番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号4番から11番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号については、初めに1番から6番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局 (議案第3号1番から6番の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の3から6ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上です。

議案第3号1番から6番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号1番から6番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号7番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番佐々木委員の退席を求めます。

(佐々木委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局 (議案第3号7番の朗読説明)

なお、議案第3号7番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の6ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上です。

議案第3号7番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、おはかりいたします。議案第3号7番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め原案どおり決定いたします。

(佐々木委員着席)

次に、議案第3号8番から19番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号8番から19番の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の3から6ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上です。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号8番から19番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第4号については、初めに1番から2番について説明を受けることとします。

事務局

(議案第4号1番から2番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。なお、本日は農地常任委員長が欠席のため副委員長から報告を求めます。

1番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号1番から2番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号3番から5番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番佐々木委員の退席を求めます。

(佐々木委員退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号3番から5番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号3番から5番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(佐々木委員着席)

次に、議案第4号6番から15番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号6番から15番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号6番から15番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号16番から18番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、16番首藤委員の退席を求めます。

(首藤委員退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号16番から18番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求

議長
1番
議長

めます。

はい、何もございませんでした。

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号16番から18番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(首藤委員着席)

次に、議案第4号19番から21番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号19番から21番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号19番から21番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号22番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番遠藤委員の退席を求めます。

(遠藤委員退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号22番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、おはかりいたします。議案第4号22番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(遠藤委員着席)

次に、議案第4号23番から24番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号23番から24番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号23番から24番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番佐々木委員の退席を求めます。

(佐々木委員退席)

議長
事務局

事務局に議案の説明を求めます。

(議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の8ページに記載しております。以上です。

議長
1番
議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

はい、何もございませんでした。

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号につきまして、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(佐々木委員着席)

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第30回総会を閉会いたします。